

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例	公 布 日	昭和39年7月16日
条例番号	昭和39年三重県条例第75号	直近改正日	平成22年12月28日
所管部局課	警察本部生活安全部生活安全企画課	電 話 番 号	059-222-0110(3021)
条例の概要	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、三重県における風俗営業等の営業時間、営業区域等の制限等に必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型 規制型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	法の規定に基づき、三重県の実情に応じ必要な事項を定めたものであり、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	三重県の実情に応じた必要な規制を行っていくには、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて事務を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	法の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	法第4条、第13条、第15条、第21条、第22条、第28条、第31条の3、第31条の8、第31条の13、第31条の18、第32条及び第33条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条、第7条の2、第8条、第9条、第12条、第13条の3及び第15条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	法の目的(善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止、以下同じ。)を実現するため、三重県の実情に応じ必要な事項を定めたものであり、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法の規定に基づき、条例で定めているものであり、一部でも廃止した場合、支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	県内の風俗営業等の時間、区域等を制限することにより法の目的を実現することは、県民の利益を増進するものであり、その効果と風俗営業等を営む者又は営もうとする者及びその利用者に課される制限(コスト)を比較した場合に、その規制は必要かつ妥当な範囲の制限であり、配分は適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	法に基づいて条例に規定する規制は、風俗営業等を営む者又は営もうとする者及びその利用者に限られるが、法の目的を実現するために必要な負担である。		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無